

(様式第 4 号)

○農用地利用集積等促進計画【一括】

令和 年度 第 号

記入不要

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、
農用地利用集積等促進計画を定める。

令和 年 月 日

和歌山市茶屋ノ丁2－1

和歌山県農業公社

理事長

公告年月日 令和 年 月 日

[illegible]

- (記載注意) (1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村大字別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には実測面積を () 書きで下段に2段書きする。また、1筆の一部について権利が設定される場合には、権利を設定する実測面積を () 書きで下段に2段書きするとともに、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (4) (B) 欄の「種類」は、「賃借権」又は「使用賃借権」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容」は、賃借権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、「口座振込」を原則とする。但しやむを得ない場合はこの限りではない。

この計画に同意する。

権利を設定する者(甲)

住 所(同上)

貸手(所有者) 氏名
住所の記入は不要

権利を設定する者以外の者で権利を設定する土地
につき所有権その他の使用収益権を有する者

住 所

転貸を受ける者(丙)

住 所(同上)

借手(耕作者) 氏名
住所の記入は不要

